

# ハラスメント相談窓口 担当者セミナー



厚生労働省 熊本労働局雇用環境・均等室

## 【事業主の皆様】

令和4年4月1日からは、改正労働施策総合推進法による職場におけるパワーハラスメント防止措置義務が中小事業主に対しても全面施行され、防止措置をとることが必要となります。

ハラスメントに関する労働相談が多く寄せられる中、ハラスメント防止措置に必要な知識を得て、実際の防止に活かしていくことが重要な課題となっております。

このため、ハラスメント防止に関するセミナーを下記のとおり、オンラインにて開催いたしますので、是非ご参加をお願いいたします。

## ◇セミナーの内容◇

(1) 職場におけるパワーハラスメント防止措置について (概要) : 労働局職員

(2) ハラスメント防止に必要な相談対応について

(副題 : 共通理解の必要なハラスメント防止)

講師 : 社会保険労務士 川内恵里氏

(3) 質問に対する回答

☆ 主 催 厚生労働省熊本労働局

☆ 対 象 者 事業主、人事労務担当者

## ハラスメント相談窓口担当者セミナー

日時 令和4年2月8日(火)10:00~12:00 (9:30から受付)

開催 オンライン(Zoomウェビナー方式)  
※参加者にZoomウェビナーへの参加方法をメールで送付します

申込 (1)裏面「セミナー参加申込書」のFAX送信  
(2)熊本労働局ホームページの入力フォームでの申込  
※「ハラスメント相談窓口担当者セミナーの開催について」のページ

定員 300人(定員になり次第、受付を終了します)

セミナー参加申込書 (FAXでの申込の場合)  
熊本労働局雇用環境・均等室あて

FAX 096-352-3876

企業名	
所在地	
電話番号	
担当者名	
メールアドレス (必ず記入)	
講師に対して 質問したい事項 (あれば記入)	
アンケート	テレワークの導入を <input type="checkbox"/> 希望している <input type="checkbox"/> 希望していない <input type="checkbox"/> すでに導入済み ↳ <input type="checkbox"/> 導入支援を受けたい      ↳ <input type="checkbox"/> テレワーク導入事例として役立ててほしい

申込は先着順に受付け、定員(300人)になり次第終了します。定員に達しなくとも、令和4年1月28日に受付を終了します。

申込前に、申込状況を熊本労働局ホームページにてご確認ください。

※お申込みの際に提供いただいた個人情報は、本セミナーの管理のみに使用し、用済み後速やかに廃棄します。

熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階  
電話096 ( 352 ) 3865 F A X 096 ( 352 ) 3876

熊本労働局雇用環境・均等室